

令和 8 年 4 月の組織改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第 5 号

令和 8 年 4 月の組織改正に伴う関係規程の整理に関する規程

(新潟市工場立地推進委員会規程の一部改正)

第 1 条 新潟市工場立地推進委員会規程（昭和 5 8 年新潟市訓令第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「政策企画部長 東京事務所長 市民生活部長」を「政策企画部長 市民生活部長」に改める。

別表第 2 政策企画部の項中「東京事務所副所長」を「東京事務所長」に改める。

(新潟市環境保全調整会議規程の一部改正)

第 2 条 新潟市環境保全調整会議規程（平成 7 年新潟市訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「、新潟駅周辺整備事務所長」を削る。

別表第 2 都市政策部の項中「新潟駅周辺整備事務所次長」を「新潟駅周辺整備事務所長」に改め、同表水道局技術部の項中「計画整備課長、管路第 1 課長、管路第 2 課長」を「計画課長、管路課長、給水装置課長、施設整備課長」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。